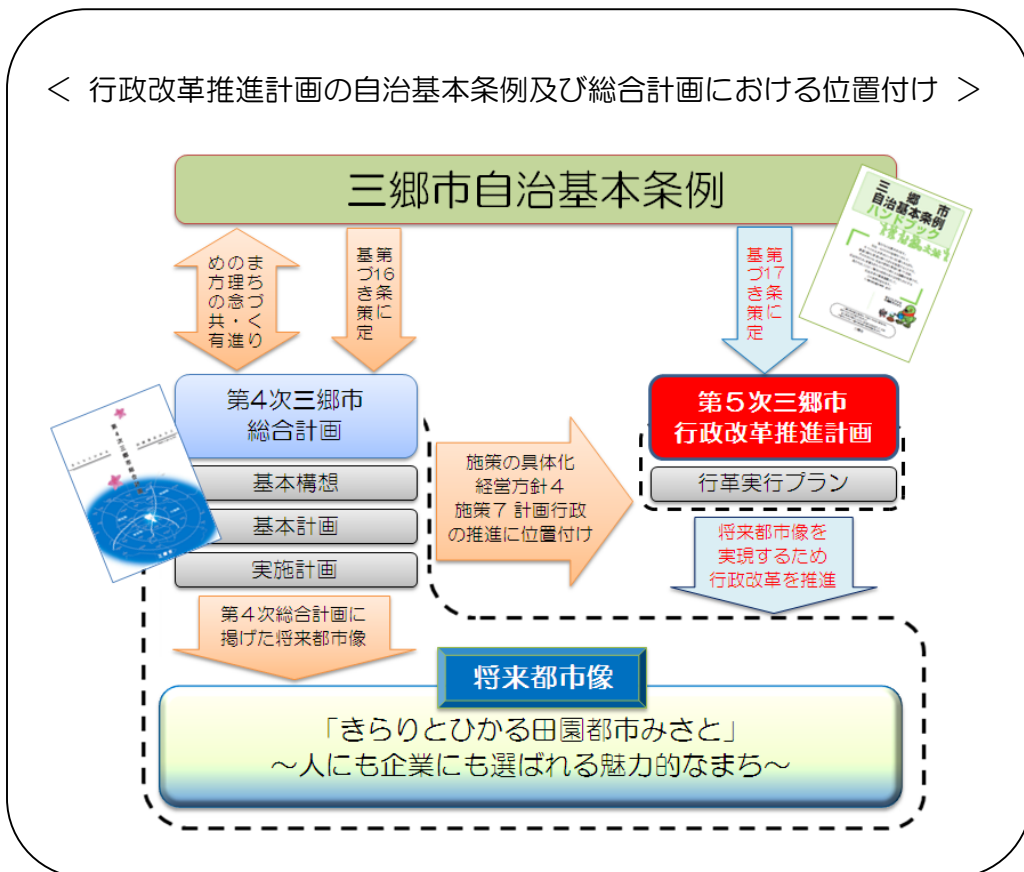


第5次三郷市行政改革推進計画

< 行政改革推進計画の自治基本条例及び総合計画における位置付け >



三郷市

はじめに

本市ではこれまで、社会環境の変化に対応し、簡素で効率的かつ効果的な行政運営を行うため、「行政のスリム化」や「参加と協働の具現化」、「政策的事業の重点化」を行政改革に位置付け、推進してまいりました。

第5次三郷市行政改革推進計画の策定にあたりましては、平成23年4月から庁内(職員)において検討を開始し、並行して平成23年6月からは学識経験者や公募による市民等で構成される三郷市行政改革推進委員会に、計画の策定について諮問をいたしました。委員会では、ご審議を重ねていただき、平成24年3月8日に、「計画の内容については、おおむね妥当である」とする答申をいただくとともに、計画の推進に対する付帯意見をいただきました。また、計画策定当初には、策定スケジュールについて広報や市ホームページで意見を募集し、その後、三郷市の行政改革を考える市民フォーラムの開催及び、計画骨子(素案)と原案の2段階でのパブリック・コメント手続きを実施し、市民の皆様からご意見を募集いたしました。

今回の計画では、全職員が三郷市の課題に対応するため、6つの視点(「市民サービスの視点」「参加と協働の視点」「政策形成の視点」「職員及び組織の視点」「財政運営の視点」「市有財産の視点」)で、解決策を提案することとしています。そして、これらは、第4次三郷市総合計画に位置付けられている「三郷学」の趣旨を踏まえ、たうえでの解決策であることが求められています。

また、この計画では、解決策を実施・評価・見直しを行う仕組みを明確にしています。計画期間は、平成24年8月から平成28年3月までの4年間としています。

計画の別冊として具体的な取組内容を示す「行革実行プラン」については、3年間のローリング方式で策定し、東日本大震災の影響や国の制度改革の変化などの社会環境変化や市民ニーズの多様化に的確に対応するため、毎年度、スピード感をもって取組内容を見直し、行政改革を推進してまいります。

この計画に基づき、市民サービスの向上と行政改革を一体的に推進することにより、第4次三郷市総合計画に掲げられた将来都市像「きらりとひかる田園都市みさと～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～」の実現を目指します。

結びに、計画の策定にあたりまして、ご審議をいただきました行政改革推進委員会の皆様、市民フォーラムやパブリック・コメント手続などで貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成24年8月

三郷市長 木津雅晟



目 次

○ 序 章 第5次三郷市行政改革推進計画の基本的な考え方	1
1. 三郷市自治基本条例における位置付け	3
2. 第4次三郷市総合計画における位置付け及び関係	4
3. 計画の体系	7
4. 計画期間	8
○ 第1章 第5次三郷市行政改革大綱の策定にあたって	9
1. これまでの行政改革の取り組み	10
2. 行政改革の視点から見た三郷市のまちづくり	12
3. 三郷市の課題	16
4. 新たな行政改革の必要性	25
○ 第2章 第5次三郷市行政改革大綱	27
1. 行政改革の定義	28
2. 行政改革の6つの視点	29
○ 第3章 行革ガイドライン（行動指針）	33
1. 行政改革を推進するための体制や仕組み	34
2. 行政改革を推進するための手続き等	35
○ 第4章 行革実行プラン	37
1. 行革実行プランに関する基本的な考え方	38
2. 行革実行プランに掲載される項目	38
○ 資料編	39

※ 計画書策定時に活用した出典の計画値や推計値等は、実績値と異なる場合があります。

序 章 第5次三郷市行政改革推進 計画の基本的な考え方



序章 第5次三郷市行政改革推進計画の基本的な考え方

地方自治体は、少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化など、様々な社会環境の変化を踏まえ、行政の新たな制度や仕組みの構築、既存の制度や仕組みの変更、業務の改善などの取り組みが求められています。この取り組みを進めるにあたっては、単なるコスト削減だけが目的ではなく、市民サービスを向上し、創意工夫により、サービスの費用対効果を高めなければなりません。

そのためには、市民・行政を取り巻く環境の変化を捉え、職員一人ひとりが意識改革を行い、主体的に創意工夫に取り組み、全職員が行政改革に取り組んでいることを実感することが必要です。

＜ 第2章 第5次三郷市行政改革大綱（28 ページ）に掲載した行政改革の定義等 ＞

第5次三郷市行政改革推進計画における「行政改革」は、「コスト意識を持って市民サービスを最大限に向上させる取り組み」と定義し、これを推進します。ここでいうコスト意識は、短期的な視点だけでなく、財政フレーム¹を踏まえた、中長期的な視点も重視します。

第5次三郷市行政改革推進計画における「行政改革」の定義

コスト意識を持って市民サービスを最大限に向上させる取り組み

平成27年度末時点で、第4次三郷市総合計画前期基本計画の経営方針に位置付けられている「施策7 計画行政の推進」及び「施策8 健全な財政運営」の「基本事業の主な取組内容」が実現している状態を目指します。また、全職員がコスト意識を持って、市民サービスを最大限に向上させる取り組みを政策形成サイクル²の中で、常に行っている状態を目指します。

また、第4次三郷市総合計画に位置付けられている「三郷学³」の趣旨を踏まえ、三郷の資源及び特徴を活かした行政改革を推進します。

＜基本事業の主な取組内容＞

「施策7 計画行政の推進」

7-1 計画行政の推進

7-2 行政改革の推進

7-3 組織開発と人材育成

7-4 円滑な行政サービスの推進

「施策8 健全な財政運営」

8-1 健全な財政運営の推進

8-2 賦課徴収業務及び市債権管理の適正な推進

8-3 公共施設の保全・管理

8-4 財産の適正管理の推進及び効率的な活用

出典：第4次三郷市総合計画より

¹ 財政フレーム：中長期的な財政状況について推計を行い、将来の財政見通しを示したものです。

² 政策形成サイクル：総合計画、行政評価、人事及び財政等との連動性を重視した政策形成を行うため、それぞれの関係を明らかにしたものです。

³ 三郷学：三郷の資源〈人・自然・地勢・産業・交通・歴史・教育・文化など〉を改めて確認し、それらの資源に学び、三郷を取り巻く社会環境の変化を見据えつつ、三郷の歩むべき方向性を常に考え、行動するための学です。



1. 三郷市自治基本条例における位置付け

三郷市自治基本条例¹第 17 条では、行政改革について「行政改革に関する計画を策定し、常に市政運営の質の向上を図る」と規定しています。

その他、行政改革に関する主な条文及び内容として、次のものがあげられます。

第 15 条（市政運営の基本方針）

計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、総合的かつ計画的に市政を運営する。

第 16 条（総合計画）

総合計画²の策定にあたっては、行政評価³の結果を反映させる。

第 18 条（行政評価）

効率的かつ効果的に市政を運営するため、行政評価を実施する。

行政評価に関する情報を市民等及び議会に分かりやすく公表する。

第 24 条（組織及び人事）

社会情勢の変化又は複数の分野にまたがる課題に柔軟に対応するため、効果的な内部組織の編成に常に努める。

政策形成にあたり創造性を発揮できるよう、優秀な人材の確保、職員研修の充実、評価重視の人事等に取り組む。

第 26 条（財政運営）

計画的に市政を運営するため、必要な財源を確保するとともに、最少の経費で最大の効果をあげるよう、健全な財政運営及び合理的な予算執行に努める。

予算の編成及び執行にあたっては、総合計画及びその評価を踏まえて行う。

第 27 条（財産管理）

市有財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な活用に努める。

¹ 三郷市自治基本条例：この条例には、「自治の基本理念」「市民等、議会及び執行機関のあり方」「市政運営」及び「参加と協働の基本的な事項」を定めることから、自治体の最高規範とされるもので、「三郷市の憲法」とも言うべきものです。他の条例や計画等市政のあらゆる施策は、この条例に基づき実施されます。

² 総合計画：自治基本条例に基づき総合計画を定めることで、総合的かつ計画的な市政運営を行うことを定めています。

³ 行政評価：総合計画に基づく政策の成果を明らかにし、効率的かつ効果的に市政を運営するための仕組みです。



2. 第4次三郷市総合計画における位置付け及び関係

平成22年度にスタートした第4次三郷市総合計画¹では、継続的に行財政改革を進め、市民の協力を得ながら、計画的な行財政運営に努めることとしています。

第5次三郷市行政改革推進計画は、第4次総合計画に即し、市民サービスの向上と適正な行政経営による行政改革を一体的に推進することにより、第4次総合計画に掲げた将来都市像「きらりとひかる田園都市みさと～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～」の実現に寄与することを目指します。

三郷市の行政改革は、第4次総合計画の「経営方針4 行財政基盤の強化」「施策7 計画行政の推進」、「7-2 行政改革の推進」に位置付けています。そして、その他の全ての経営方針と関連があり、同時並行的に推進しています。

将来都市像

「きらりとひかる田園都市みさと」
～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～

地域に住んでいる人々、地域を故郷と思う人々が、三郷を誇りにすることの大切さを感じた時、三郷のまちは輝き光ります。

「きらりとひかる」まちづくりのために、三郷の個性を見つけ、三郷らしさをつくる必要があります。そのため、もう一度、本市のあらゆる資源（人・自然・地勢・産業・交通・歴史・教育・文化など）を再確認しつつ、三郷を誇りに思えるような活力とぬくもりのあるまちをめざします。

また、「自立都市みさと」・「活力都市みさと」・「交流都市みさと」という「まちづくりの理念」を実現するために、自然との共生や職住近接など、人にやさしく、ゆとりとぬくもりのある高品質（ハイクオリティ）なまち（＝「田園都市」）をめざします。

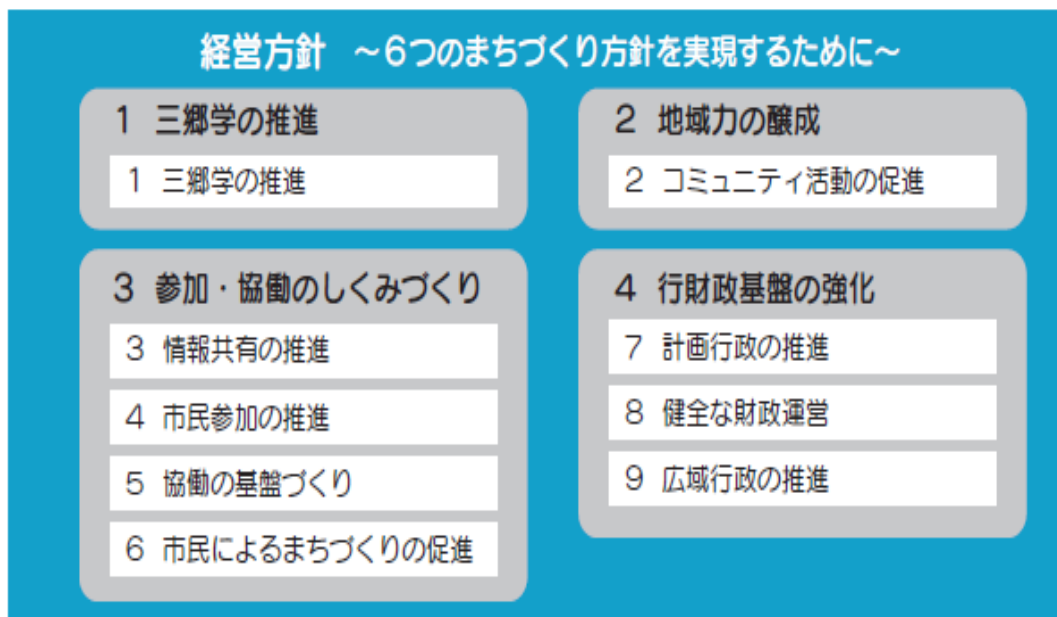
このような本市の姿は、本市が他のまちよりも魅力的で、活力ある“まち”として機能していくために、三郷市が、市民には「住み続けたい」、市外の人々からは「行ってみたい」、「住んでみたい」、企業からは「進出したい」と思われるような「人にも企業にも選ばれる魅力的なまち」になることを示しています。

出典：第4次三郷市総合計画より

¹ 第4次三郷市総合計画：三郷市自治基本条例に基づき、本市の総合的かつ計画的な行政運営を行うための最上位計画です。



【図表１】第４次三郷市総合計画 前期基本計画 経営方針体系図



（図中の用語解説）

*コミュニティ：地域社会。地域共同体。主に地域社会などの社会的集団、またはその仕組みを指します。

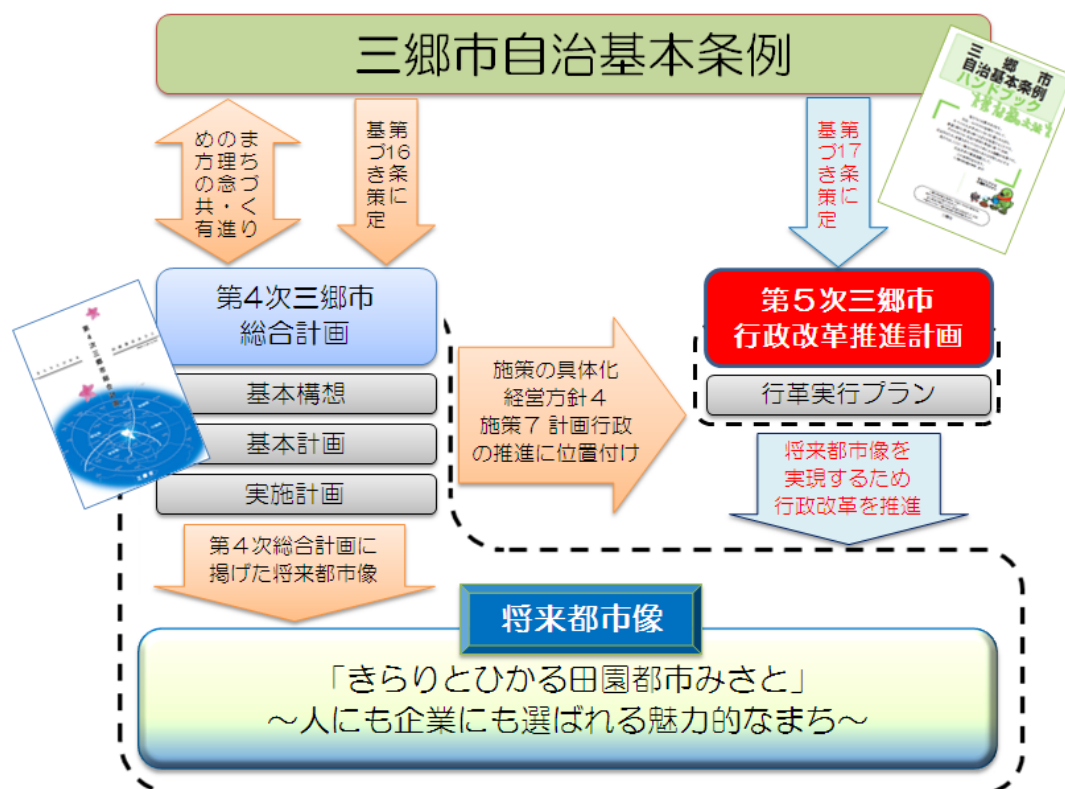
【図表２】第４次三郷市総合計画 前期基本計画 ６つのまちづくり方針

【６つのまちづくり方針】

- １．安全でいつも安心して住めるまちづくり
- ２．水と緑を大切にした環境にやさしいまちづくり
- ３．都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
- ４．魅力的で活力のあるまちづくり
- ５．人が育ち活躍できるまちづくり
- ６．健やかで自立した生活を支え合うまちづくり



【図表3】行政改革推進計画の自治基本条例及び総合計画における位置付け

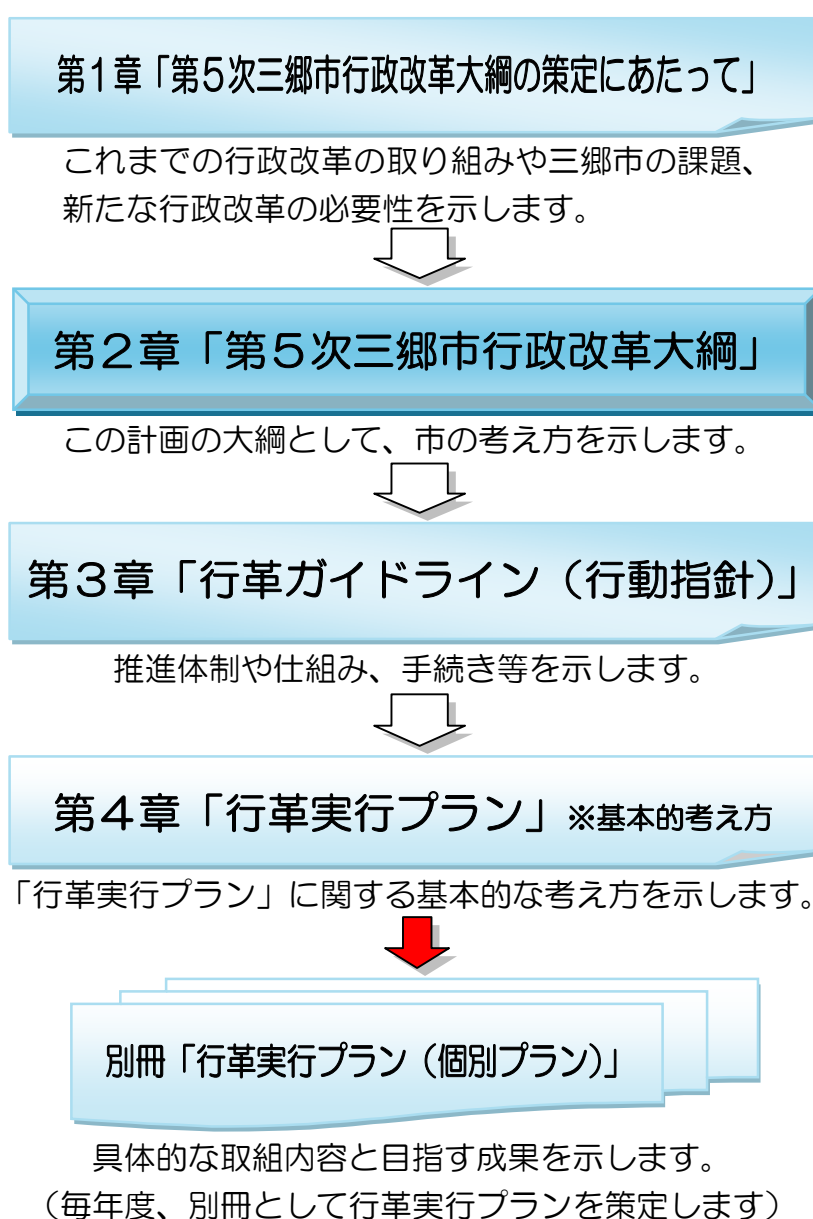




3. 計画の体系

第2章に「第5次三郷市行政改革大綱」を定めます。そして、この大綱を実現するため、第3章「行革ガイドライン（行動指針）」に推進体制や仕組み、手続き等を掲載します。そして、第3章及び第4章「行革実行プラン」の定めに従い、毎年度、別冊として具体的な取組内容と目指す成果を掲載した行革実行プランを策定し、行政改革を推進します。

【図表4】第5次三郷市行政改革推進計画の体系図



第1章 第5次三郷市行政改革大綱 の策定にあたって



第1章 第5次三郷市行政改革大綱の策定にあたって

この章では、これまでの行政改革の取り組みや三郷市の課題、新たな行政改革の必要性を示しています。

1. これまでの行政改革の取り組み

三郷市は、社会環境の変化に対応し、簡素で効率的かつ効果的な行政運営を行うため、第1次から第3次までの行政改革においては、「行政のスリム化」を推進してきました。

【図表6】第1次行政改革～第3次行政改革の主な取組内容

行政改革	計画期間	主な取組内容
第1次	昭和60年度 ～ 平成2年度	① 事務事業の見直し ② 組織機構の簡素合理化 ③ 職員給与・定員の見直し ④ 民間委託・OA化 ⑤ 公共施設の有効活用等
第2次	平成8年度 ～ 平成15年度	① 事務事業の見直し ② 行政運営の統一性の確保、行政サービスの向上・公平性の確保 ③ 職員定員管理、給与の見直し、能力開発 ④ 健全財政の確保、公共施設の有効活用
第3次	平成16年度 ～ 平成20年度	<行政のスリム化> ① 行政評価システムの導入 ② 小学校の統廃合 ③ 保育所の適正配置 <財政の健全化> ④ 財政健全化対策 <組織と職員の活性化> ⑤ 職員の適正配置と新しい人事制度 ⑥ 審議会等の見直し



平成 21 年度からスタートした第 4 次行政改革では、人口減少や市民ニーズの多様化など、様々な社会環境の変化を踏まえ、これまで重点的に進めてきた「行政のスリム化」に加え、市民サービスの更なる向上を目指し、行政改革を推進してきました。

具体的には、行政改革の新たな柱として、「参加と協働の具現化」「政策的事業の重点化」を掲げ、地域コミュニティの活性化やまちづくりと一体となった市民活動の活性化、よりニーズの高い公共公益サービスの向上を目指し、以下の取り組みを進めてきました。

【図表 7】第 4 次行政改革の主な取組内容

行政改革	計画期間	主な取組内容
第 4 次	平成 21 年度 ～ 平成 23 年度	<財政の健全化> ① 歳出の見直し ② 納付率の向上 <組織力の強化> ③ 庁内分権 ④ 職員の能力向上 ⑤ 福祉総合相談窓口の設置 <参加と協働の具現化> ⑥ 「まちづくりパートナー」制度の創設 ⑦ 各種団体の自立促進 ⑧ 市民の参加と協働の推進 <政策的事業の重点化> ⑨ 保育所の指定管理者制度導入 ⑩ 児童館の指定管理者制度導入 ⑪ 教育環境の整備

《第 4 次行政改革の主な成果》

平成 22 年 4 月に「ふくし総合相談室」を設置しました。福祉分野を中心とした市民からの相談に対して福祉サービスの総合調整を行い、担当課や地域包括支援センター¹などへ繋げ、相談者の問題解決を図りました。

市民の参加と協働で進める事業数が、平成 21 年度は 24 事業、平成 22 年度は 32 事業と増加しています。

平成 22 年度から、三郷市立南児童センター及び三郷市立早稲田児童センターに指定管理者制度を導入しています。また、平成 23 年度から、三郷市立戸ヶ崎東保育所に指定管理者制度を導入しています。導入による成果は、15 ページに掲載しています。

その他、各取り組みの詳細な進捗状況及び成果については、広報みさと及び市のホームページで公表しています。

¹ 地域包括支援センター：地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

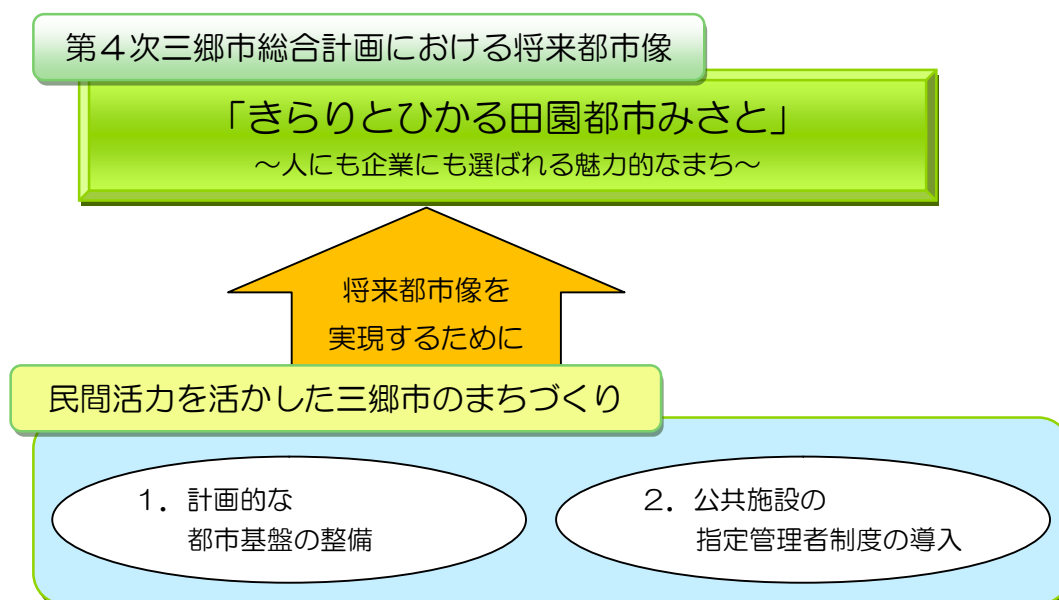


2. 行政改革の視点から見た三郷市のまちづくり

三郷市では、第4次までの行政改革推進計画の推進に加え、計画的な都市基盤の整備などにより、民間の活力を積極的に導入し、最少の経費で最大の効果をあげるべく、まちづくりを推進しています。

このようなまちづくりにより、第4次三郷市総合計画に掲げられた将来都市像「きらりとひかる田園都市みさと～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～」の実現を目指しています。

【図表8】民間活力を活かした三郷市のまちづくりのイメージ図



1. 計画的な都市基盤の整備

＜ 実績 ＞

① 土地区画整理事業

土地区画整理事業¹により、三郷中央地区、三郷インターA地区、三郷インター南部地区の都市基盤を整備してきました。地区内の道路・公園等の公共施設の整備は、土地区画整理事業補助金を活用しながら、地区内の地権者が土地を提供しあって、整備を実施しています。

¹ 土地区画整理事業：都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のことです。



② 新三郷ららシティ地区の整備

大規模ショッピングセンター、外資系の家具店や倉庫型の物販店などが立地する新三郷ららシティ地区は、現在の鉄道・運輸機構国鉄清算事業東日本支社による都市基盤の整備が行われ、アクセス道路の4車線化も実現しました。当地区の整備は、すべて地権者としての鉄道・運輸機構国鉄清算事業東日本支社が開発主体となり実施したため、市が負担金等の支出を行うことなく、都市基盤の整備が進められました。

③ 産業立地ゾーンの位置づけ

市街化調整区域の活用の視点から、幹線道路に面するなどの一定条件で産業の活性化に資する土地利用を誘導する地区を三郷市総合計画及び都市計画マスタープランに位置付けています。

＜成果＞

① 官民協働による地域の魅力アップの実現

三郷中央地区、三郷インターA地区及び三郷インター南部地区の土地区画整理事業の施行地区及び新三郷ららシティ地区の整備を推進したことにより、道路・公園が計画的に配置され地区の魅力アップが実現しました。

その結果、大型ショッピングセンターや企業が立地するようになり、にぎわいのある街並みが形成されました。

かつては買物が不便で市外へ出かけていたという状況から一転し、週末を中心に県内外から多くの人々が来訪するまちへと変貌を遂げました。

② 市税収入の増加

三郷中央地区、三郷インターA地区、三郷インター南部地区及び新三郷ららシティ地区の市税は、平成17年度から平成22年度までの6年間の累計で、固定資産税が約65億円、都市計画税が約5億5千万円、法人市民税が約11億6千万円、合計で約82億1千万円となっており、少ない財政負担で税収の増加を実現しています。

③ 雇用先の確保

大型商業施設や物流施設の開設に伴い、多くの雇用が創出されました。新三郷ららシティ地区の商業施設のみでも、約4,000人の雇用が創出され、多くの市民も雇用されています。



2. 公共施設の指定管理者制度の導入

≪ 実績 ≫

多様な市民ニーズに対応するために、第4次三郷市行政改革推進3か年計画の取り組みの中で、平成22年度から、三郷市立南児童センターと三郷市立早稲田児童センターに指定管理者制度¹を導入しています。また、平成23年度から、三郷市立戸ヶ崎東保育所に指定管理者制度を導入しています。

三郷市では、以下の施設について、指定管理者制度を導入しています。

【図表9】指定管理者制度の導入施設一覧

	担当課名	施設名称	指定管理者	指定期間
1	市民活動支援課	三郷市文化会館	財団法人 三郷市文化振興公社	平成23年度 ～27年度 (平成18年度から制度を導入)
2		三郷市鷹野文化センター		
3		三郷市立彦成地区文化センター		
4		三郷市立東和東地区文化センター		
5		三郷市立高州地区文化センター		
6		三郷市立コミュニティセンター		
7	長寿いきがい課	三郷市立岩野木老人福祉センター	社会福祉法人 三郷市社会福祉協議会	平成23年度 ～27年度 (平成18年度から制度を導入)
8		三郷市立彦沢老人福祉センター		
9		三郷市立戸ヶ崎老人福祉センター		
10		戸ヶ崎老人デイサービスセンター		
11		三郷市立老人憩いの家 やすらぎ荘		
12		三郷市岩野木集会場		
13	スポーツ推進課	三郷市総合体育館	財団法人 三郷市文化振興公社	平成23年度 ～27年度 (平成18年度から制度を導入)
14		三郷市立高州地区体育館		
15	子ども支援課	三郷市立南児童センター	大新東ヒューマンサービス 株式会社	平成22年度 ～26年度
16		三郷市立早稲田児童センター		
17	すこやか課	三郷市立戸ヶ崎東保育所	株式会社 コピーアンドアソシエイツ	平成23年度 ～27年度

¹ 指定管理者制度：住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するための制度です。



＜成果＞

① 児童センターについて

指定管理者制度導入後、平成 22 年度の開館日が、三郷市立南児童センターで前年比 52 日（18.1%）、三郷市立早稲田児童センターで 51 日（17.6%）増加しています。これに伴い、来館者数も、三郷市立南児童センターで前年比 6,485 人（26.3%）、三郷市立早稲田児童センターで 15,892 人（37.8%）増加しています。

② 保育所について

三郷市立戸ヶ崎東保育所へ指定管理者制度導入後、定員の拡大（120 名→131 名）、平日の保育時間の拡大（7:30～19:00 → 7:00～20:00）、土曜日の保育時間の拡大（7:30～14:00 → 7:30～19:00）、教育的保育プログラムの実施（サッカー保育や国際交流保育〈英語〉の導入）、緊急一時保育の実施等、市民サービスが向上しています。

③ 文化施設、体育施設及び社会福祉施設について

三郷市鷹野文化センター及び三郷市立コミュニティセンターの月曜日開館、三郷市総合体育館の月 2 回の月曜日開館、各種事業の拡充等を行っています。



3. 三郷市の課題

社会経済環境の著しい変化に伴い、三郷市が対応すべき課題も多様化・複雑化しています。三郷市では、第5次三郷市行政改革推進計画の策定にあたり、以下の事項を特に本市の課題と捉え、これらの解決に取り組みます。

1. 少子高齢化の進行

【現状】

三郷市の人口推移をみると、平成17年のつくばエクスプレス開業後から微増傾向にあり、今後も、三郷中央地区、三郷インターA地区、新三郷駅周辺の開発により人口の増加が予測されます。

しかしながら、人口の年齢別構成をみると、今後急速に少子高齢化が進行し、15歳から64歳までの生産年齢人口が減少することが見込まれます。人口推計によれば、平成27年の人口構成は、14歳以下の年少人口割合が11.4%（平成23年が13.1%）、15歳から64歳までの生産年齢人口が62.1%（平成23年が67.5%）、65歳以上の老年人口割合が26.5%（平成23年が19.4%）となることが予測されます。

このような状況の中、三郷市では、鉄道や道路などの都市基盤を活かした土地利用や、それにとまなう企業立地の推進等による就業機会の拡大、若者施策や子育て施策を実施することで、人口構成の急激な変化の抑制策を講じています。

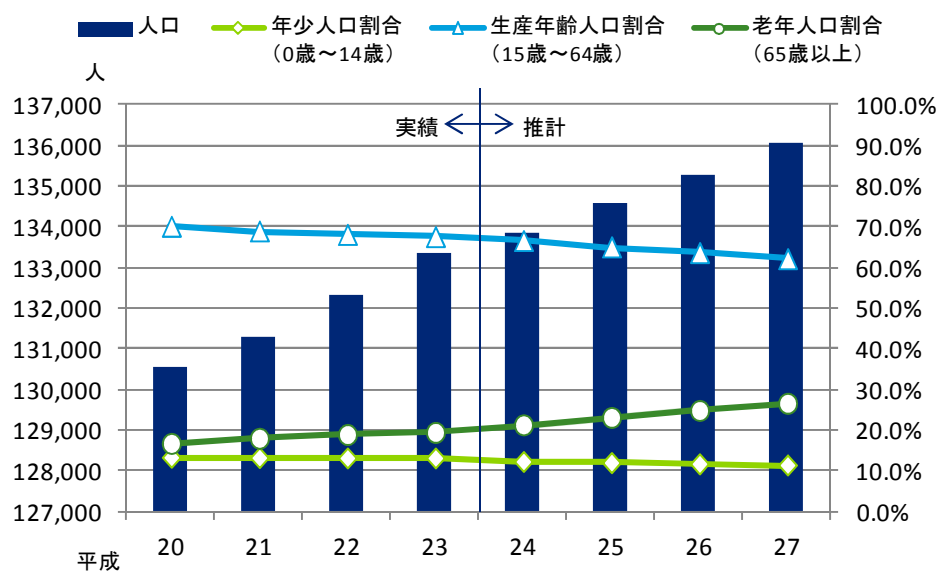
【課題】

- 生産年齢人口の減少に伴う市税の減収
- 市民ニーズの変化・多様化
- 扶助費¹の増加
- 人口構成の変化に対応した行政サービスの転換

¹ 扶助費：社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種の法令、すなわち、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費です。具体的には、生活保護費や児童手当、老人福祉や障がい福祉サービスなどに支出される経費です。



【図表 10】三郷市の人口及び人口構成の推移¹



出典：第 4 次三郷市総合計画及び総合計画策定時の人口推計データより

¹ 平成 20 年～平成 23 年は実績値、平成 24 年度以降は推計値を用いています（各年 4 月 1 日）。自然増減（出生・死亡）及び社会移動（転出・転入）という二つの変動要因を加味するため、年齢ごとの死亡率（生残率）や女性の年齢ごとの出生率などを定義して、それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計しています。また、三郷中央地区、三郷インターA 地域、新三郷駅周辺の 3 地区の開発の影響も加味しています。



2. 厳しい財政状況

【現状】

三郷市の歳出は、行政需要の増大等に対応して、近年増加傾向にあります。特に、扶助費と物件費¹が大きく増加しており、平成 16 年度と比較して平成 21 年度決算の金額は、扶助費が 15 億 5 千 2 百万円(34.2%)、物件費が 7 億 8 千 5 百万円(16.3%)増加しています。

歳出に占める人件費、扶助費、公債費の割合はいずれも埼玉県内の市町村の平均値を上回っております。これらを合計した義務的経費²の歳出に占める割合は、平成 21 年度決算で 52.5%と高い値を示しており、埼玉県内の市町村の中で、最も高くなっています。この値が高いと、市の財政が硬直的になり、自由度の高い財政運営が困難になります。

一方で、歳入のベースとなる市税収入は、平成 19 年度までは増加傾向にありましたが、それ以降は、横ばいに推移しています。市税収入については、内訳が変化しており、平成 19 年度と比較して平成 21 年度決算額は、個人市民税が 6 億 6 千 1 百万円(8.8%)減少している一方で、固定資産税が 8 億 2 千 1 百万円(10.1%)増加しています。

市の借金にあたる地方債³の残高は、平成 21 年度末時点で 385 億 1 千 4 百万円あり、市民一人あたりに換算すると、約 29 万 7 千円となります。標準財政規模⁴に占める実質的な債務残高の割合を示す実質債務残高比率は、平成 21 年度決算で 198.8%と高い値を示しており、埼玉県内の市町村の中では、八潮市(217.9%)、吉川市(213.8%)に次いで、高くなっています。

第4次三郷市総合計画実施計画(平成 24~26 年度)策定時に推計を行った財政フレームでは、各年度の歳入総額が歳出総額を上回り単年度収支は、各年度ともわずかでありましたが黒字となっています。

¹ 物件費：人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称です。決算統計上、物件費には、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等が含まれます。

² 義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できない経費です。

³ 地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。

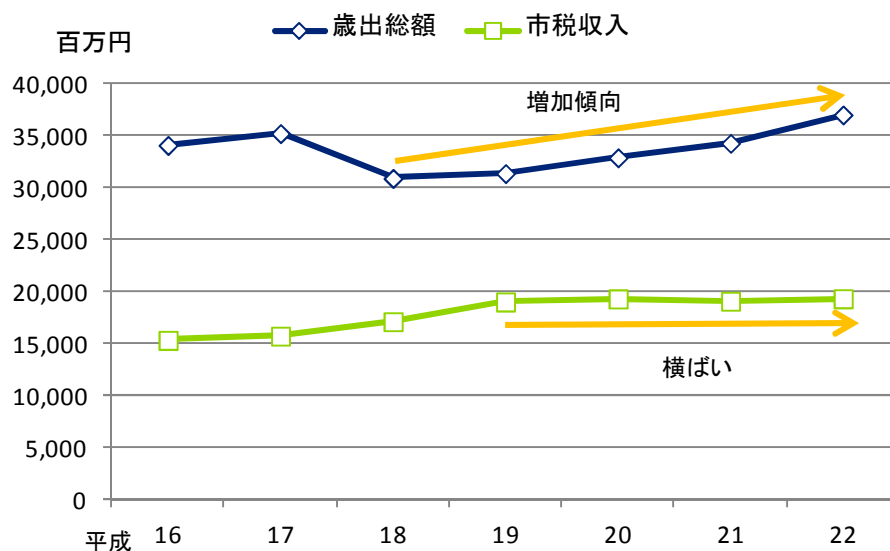
⁴ 標準財政規模：地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要となる一般財源収入の額であり、「標準的な規模の収入の額」として政令に従って算定される額です。



【課題】

- 市税等収入や税外収入の自主財源確保
- 地域経済を活性化し、自主財源を維持・確保
- 事業の選択と集中を行うことで、歳出の抑制に努め、優先度の高い事業を実施
- 職員のコスト意識や経営感覚の向上
- 事務の改善・効率化を進め、金銭的成本だけでなく、時間的成本も削減する意識の向上
- 民間活力の導入や市民協働を推進し、官民一体となったまちづくりの推進

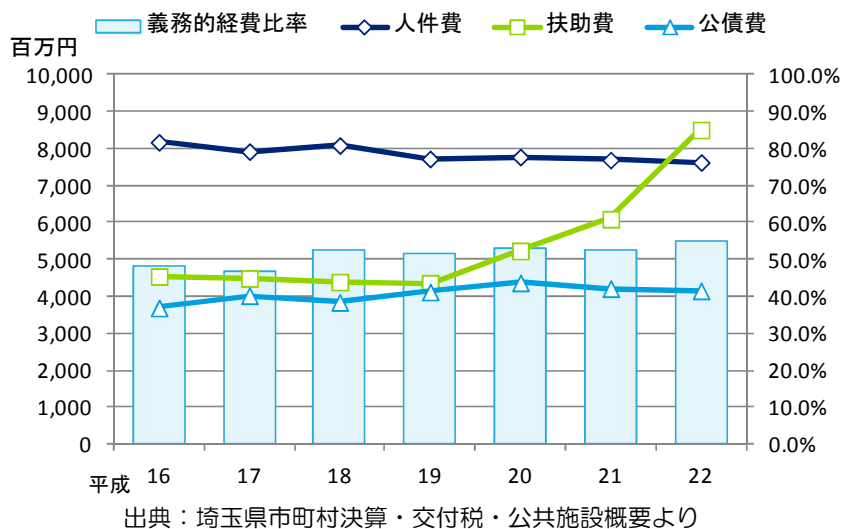
【図表 11】 歳出総額及び市税収入（決算額）の推移



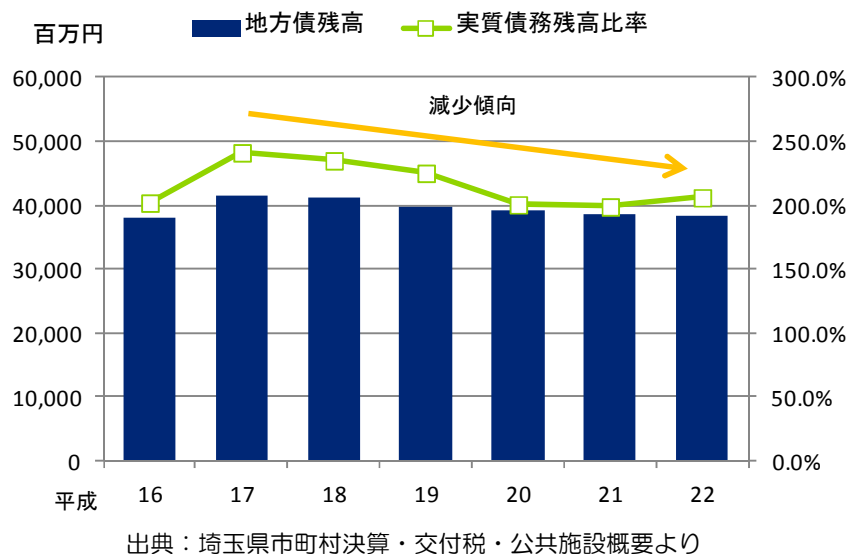
出典：埼玉縣市町村決算・交付税・公共施設概要より



【図表 12】義務的経費（決算額）及び義務的経費比率の推移



【図表 13】地方債残高及び実質債務残高比率の推移



【図表 14】財政フレーム

(単位: 百万円)				(単位: 百万円)			
歳入	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	歳出	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
市 税	19,176	19,195	19,237	人 件 費	7,394	7,334	7,271
国県支出金	8,933	9,690	9,087	扶 助 費	9,662	10,675	11,787
そ の 他	12,447	11,517	11,749	公 債 費	5,002	4,344	4,241
歳入合計	40,556	40,402	40,073	繰 出 金	3,114	3,243	3,386
				そ の 他	14,358	13,936	12,539
				歳出合計	39,530	39,532	39,224

出典：第4次三郷市総合計画 実施計画(平成 24～26 年度) より



3. 市民ニーズの多様化

【現状】

人口構成や世帯構成、社会経済環境の変化等に伴い、市民が行政に求めるニーズが多様化しています。特に、「高齢者・障がい者福祉の推進」や「子育て支援対策の充実」など、社会の少子高齢化に関連したニーズが高まっているほか、東日本大震災の影響を受け、市民の安全に対する関心や、放射線が健康に与える影響に関する情報ニーズ等が高まっています。

【課題】

- 市民ニーズの的確な把握
- これまでの事業を見直し、現状の市民ニーズに即した行政サービスの提供
- よりの確に市民ニーズに対応するため、一層の民間活力の導入や市民参加と協働の推進

4. 三郷市職員の定員適正化¹

【現状】

三郷市では、平成 8 年度に第 1 次定員適正化計画を策定し、組織機構の見直しや職員の適正配置、業務の外部委託化、様々な雇用形態の活用などに取り組み、平成 21 年度（938 人）までに、平成 8 年度（1,054 人）と比較して 116 人（11%）の人員削減を行ってきました。平成 22 年度からは、第 4 次三郷市定員適正化 11 か年計画²を推進しています。

市民ニーズの多様化や、国・県から市への権限委譲により、市の業務量が増加する一方で、団塊世代の職員の大量退職により、組織力の低下や知識・技術の低下が懸念されます。特に、東日本大震災を受け、大規模災害等の非常時にも迅速・的確に対応できる人員・能力の必要性が再確認されました。

【課題】

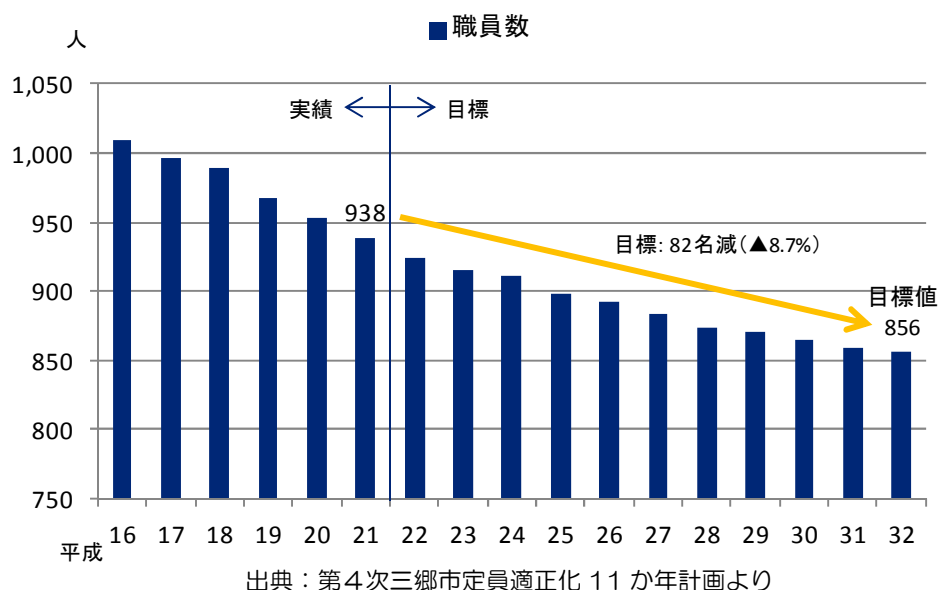
- 人員の減少に対応した組織体制の構築
- 職員一人ひとりの資質・能力の向上
- 質の高い市民サービスを行うために必要な職員の確保

¹ 定員適正化：単に定員を削減するという意味ではなく、必要な定員を確保するという意味です。

² 第 4 次三郷市定員適正化 11 か年計画（平成 22～32 年度）：市職員の定年等による大量退職が今後も続く一方で、引き続き市民サービスの維持・向上のための組織力を確保するために策定した計画です。



【図表 15】三郷市職員数の推移



【図表 16】第4次三郷市定員適正化 11 か年計画の職員数の目標及び実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
目 標	924 人	916 人	911 人
実 績	923 人	909 人	906 人

定員適正化 7 つの方策（①事務事業の統廃合縮小、②三郷市人材育成基本方針の推進、③組織の見直し、④組織間連携、事務特性による業務運営の見直し、⑤再任用職員の活用と計画的な職員採用、⑥任期付採用制度と任期付短時間勤務制度の活用、⑦民間活力の導入と市民協働の推進）に基づき、上記に定める定員適正化に取り組めます。

なお、今後の定員適正化については、高齢社会に対応するための福祉部門強化をはじめとする行政ニーズの増大や年金支給時期の延長に伴う定年延長の動きがあり、状況に応じた柔軟な対応が必要となります。本市においては、状況を見極めながら適宜、第4次三郷市定員適正化 11 か年計画の見直しを行い、限られた人材を効率的かつ効果的に活用し、市民サービス向上に努めて行きます。

出典：第4次三郷市定員適正化 11 か年計画より

第4次三郷市定員適正化 11 か年計画は、市民サービスの維持・向上を図るため、少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化など、様々な社会環境の変化を踏まえ、計画の見直しを行い、必要な職員数を確保することになっています。



5. 公共施設等の老朽化

【現状】

三郷市の公共施設の多くは昭和45年から平成元年にかけて整備されており、三郷市が所有する建物のうち、平成元年以前に整備された建物は全体の66.4%（取得価額ベース）を占めています。これらの施設の老朽化に伴い、今後、大規模改修や建て替えが予想されます。

それぞれの施設の法定の耐用年数の経過時に、全ての施設を更新（建て替え）すると想定した場合の更新費用を試算すると、平成22年度から平成26年度までで約183億円、年平均で約37億円の支出が見込まれることになり、平成57年度から平成61年度まででは、約865億円、年平均で179億円の支出が必要となるという結果が算定されます。

そのため、公共施設の配置を見直しするとともに、施設ごとに維持管理や大規模修繕等を適切に実施することで、それぞれの施設の長寿命化を図り、年度ごとの平均支出額の低減化や平準化に取り組むことが求められます。

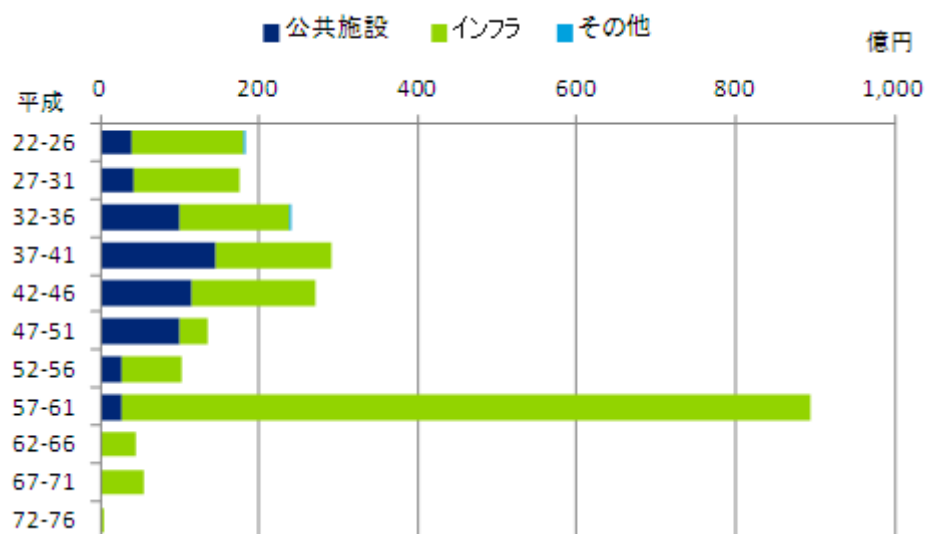
本市の施設状況を的確に把握し、体系的な施設管理体制を構築していくことが必要となります。

【課題】

- 市民ニーズを把握し、既存施設の利活用方法についての検討
- 公共施設等に関する情報の整理・一元化
- コスト削減や市民サービスの向上のため、指定管理者制度を含め、民間の工夫を取り入れた施設の管理・運営についての検討
- 大規模災害等に備えた施設の安全性の確保



【図表 17】 将来の資産更新必要額



出典：新公会計基準モデルからわかる将来の資産更新必要額より

公共施設…小・中学校の校舎、文化施設、体育施設、社会福祉施設等
インフラ…道路、下水道、橋梁等

※ このグラフは、次の条件で将来の施設更新費用について、それぞれの年度ごとに必要額を想定したものです。

- ① それぞれの施設の法定の耐用年数が経過した場合は、全て施設を更新（建て替え）するとして想定。
- ② 更新費用は、施設の新築時の費用を想定。

※ 実際は、建物や、道路、下水道などは、適宜適切な維持管理を行うことで、耐用年数ごとに一律に更新時期を迎えるということはないものと考えられます。

※ 計画的に維持管理を行い施設の長寿命化等を適切に実施することで、年度間の施設の維持管理費用を平準化する必要があることを示すものです。



4. 新たな行政改革の必要性

1. 新たな課題に対応するための行政改革の必要性

三郷市では、第4次行政改革を実施することで一定の成果を上げましたが、今日の社会情勢の変化をみていると、「3. 三郷市の課題」であげた課題に対応するためには、第4次行政改革では対応しきれていないことも事実です。少子高齢化が急激に進展し、生産年齢人口の減少による税収への影響は避けられません。また、東日本大震災の発生により市民の安全安心に対する意識は今まで以上に強くなっています。

一方で、世界的な経済情勢の不安定を背景に、国内の景気低迷による扶助費の増加は歯止めがかからず、市の財政を圧迫しています。そのため、最少の経費で最大の効果をあげるべく、まちづくりを推進する必要があります。

そこで、三郷市では行政改革を第4次までで終結することなく、第5次三郷市行政改革推進計画を策定し、新たな行政改革を推進します。多様化する市民ニーズを的確に把握し、財源確保による財政の健全化や職員個々の意識改革、市政運営の仕組みの再構築、公共施設等の計画的な管理等を推進します。

2. 新たな行政改革を推進するための仕組みの明確化

全職員が課題を見つけ、解決策を考え、行動し、評価する仕組みを明確化し、限られた行政資源を有効活用します。また、市民サービス向上の視点で、実効性のある成果を重視した取り組みを進め、社会経済環境の変化や多様化する市民ニーズへ迅速かつ柔軟な対応ができる仕組みを明確化します。

具体的には、行政改革の個々のプランの成果目標を十分に整理した上で設定し、年度ごとの評価を十分に行った上で一層の改善につなげる等、計画のPDCAサイクル¹を機能させます。

¹ PDCA サイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の一連のプロセスにより、計画を有効に機能させるサイクルのことです。

第2章 第5次三郷市行政改革大綱



第2章 第5次三郷市行政改革大綱

この章では、第5次三郷市行政改革推進計画における「行政改革」とは何かを定義し、今後、三郷市が行政改革を推進していく上での「6つの視点」について定め、全職員で行政改革に取り組みます。

1. 行政改革の定義

第5次三郷市行政改革推進計画における「行政改革」は、「コスト意識を持って市民サービスを最大限に向上させる取り組み」と定義し、これを推進します。ここでいうコスト意識は、短期的な視点だけでなく、財政フレームを踏まえた、中長期的な視点も重視します。

第5次三郷市行政改革推進計画における「行政改革」の定義

コスト意識を持って市民サービスを最大限に向上させる取り組み

平成27年度末時点で、第4次三郷市総合計画前期基本計画の経営方針に位置付けられている「施策7 計画行政の推進」及び「施策8 健全な財政運営」の「基本事業の主な取組内容」が実現している状態を目指します。また、全職員がコスト意識を持って、市民サービスを最大限に向上させる取り組みを政策形成サイクルの中で、常に行っている状態を目指します。

また、第4次三郷市総合計画に位置付けられている「三郷学」の趣旨を踏まえ、三郷の資源及び特徴を活かした行政改革を推進します。

<基本事業の主な取組内容>

「施策7 計画行政の推進」

- 7-1 計画行政の推進
- 7-2 行政改革の推進
- 7-3 組織開発と人材育成
- 7-4 円滑な行政サービスの推進

「施策8 健全な財政運営」

- 8-1 健全な財政運営の推進
- 8-2 賦課徴収業務及び市債権管理の適正な推進
- 8-3 公共施設の保全・管理
- 8-4 財産の適正管理の推進及び効率的な活用

出典：第4次三郷市総合計画より



2. 行政改革の6つの視点

第5次三郷市行政改革推進計画では、「第1章 第5次三郷市行政改革大綱の策定にあたって」の「3. 三郷市の課題」であげた課題に対応するため、全職員が6つの視点で具体的な取組内容を検討し、解決策を提案します。行政の内部に着目して、どのような具体的な改革が可能かを考える視点だけではなく、行政サービスの受け手である市民に対して意識を向けて行政改革を考え、全職員がこれらの視点で、どのような改革ができるかを検討します。また、まちづくりのパートナーである市民を「お客様」として意識し、市民サービスを最大限に向上させる取り組みを考えます。

＜ 市民の視点による行政改革の推進 ＞

少子高齢化、長引く景気の低迷、右肩上がりの経済成長は終焉し、限られた行政資源で市民サービスの維持・向上を図っていくことが課題となっています。

そのため、既成概念にとらわれることなく、事業の取捨選択によるメリハリのある市民サービスの提供とともに、市民の参加と協働の取り組みや共助の取り組みを推進し、地域の課題は地域で解決する仕組みの強化が求められています。

① 市民サービスの視点

三郷市職員は、市民の福祉の向上を本務としています。したがって、すべての職員は、絶えず市民の福祉の向上を意識して仕事に取り組む必要があります。具体的には、常に業務の改善・改革の意識を持ち、少しでも市民サービスの向上を図ることができないかを考えながら、日々の業務に取り組めます。

現在、三郷市では、市政に関する市民の意見や要望、苦情などを的確に把握するため「市長と話そう」「投書箱『市民の声』」「インターネット・モバイル『市民の声』」「市長室直通FAX」を実施しています。いただいた意見等については、市政運営に活かしておりますが、これまで以上に「これらの提案等は行政改革の宝」という意識を基に、行革実行プランの策定に活用します。

② 参加と協働の視点

社会・経済情勢が急激に変化しており、市民の参加と協働の取り組みの推進や、共助の取り組みの促進により、地域の課題は地域で解決する仕組みの強化が求められています。

市内には自らの使命に基づき、主体的に公共性の高い活動をしている団体があります。市は、これらの団体の活動を支援します。また、市民やこれらの





団体と情報の共有などを通じて、参加と協働のまちづくりを進めます。

また、東日本大震災を契機に、地域の助け合いの精神が高まりを見せていることから、地域の人々が共に支え合う「共助」の取り組みを支援します。

＜ 適正な行政経営の推進 ＞

市は、様々な行政資源を活用しながら市民へ行政サービスを提供しています。例えば、保育事業であれば、保育所という財産を利用し、専門性（ノウハウ）を持つ保育士を人材（人財）として活用し、サービスを提供しています。このような行政サービスを提供するための行政資源は、人材（人財）、モノ（財産）、お金（財政）、ノウハウ（知識や仕組み等）・情報に分類することができます。市は、これらの4つの行政資源を様々な組み合わせで行政サービスを提供しています。

行政改革を推進するためには、これらの4つの行政資源を最大限に活用しながら、職員一人ひとりが「コスト意識」と「経営感覚」を持って業務を遂行することが必要であり、4つの視点に立った業務の改善や改革の具体的な取組内容を検討し提案することとします。

③ 政策形成の視点

政策形成の視点では、行政資源のうち、ノウハウや仕組み、情報に着目して行政改革を推進します。市民の福祉の向上を第一とした意思決定や行政サービスを実現するためには、政策形成サイクルを十分に機能させ、効果的・効率的な市政運営を行います。

④ 職員及び組織の視点

職員及び組織の視点では、行政資源のうち、人材（人財）に着目して行政改革を推進します。行政サービスの最前線に立ち、市民へサービスを提供するのは、三郷市職員一人ひとりです。

市民の福祉の向上を実現するためには、職員一人ひとりの資質・能力を高める必要があります。職員が高いモチベーションで仕事に取り組み、成果が適切に評価に反映されるよう、人事制度等のルールを設計します。

また、質の高い市民サービスを行うために必要な職員数を確保します。





⑤ 財政運営の視点

財政運営の視点では、行政資源のうち、お金に着目して行政改革を推進します。厳しい財政状況のなか、多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民サービスを向上するためには、個々の事業レベルでのコスト削減だけでなく、民間の活力を積極的に導入し、最少の経費で最大の効果をあげるために、まちづくりを推進し、積極的に企業誘致を行うなど歳入確保に努め、財源を確保する必要があります。また、限られた財源の中で、より優先度の高いサービスを提供する、選択と集中の考え方を重視します。

⑥ 市有財産の視点

市有財産の視点では、行政資源のうち、モノ（財産）に着目して行政改革を推進します。限られた財源を効果的・効率的に使うためには、既存の財産である公共施設等の市有財産を有効に活用することが求められます。市有財産のサービス提供能力を最大限に活用し、費用対効果の高いサービスを提供します。

【図表 18】 6つの視点と主な取組内容

行革実行プラン検討（具体化） のための視点（切り口）	視点	主な取組内容
	① 市民サービスの視点	<u>市民サービスを向上させる取り組み</u>
	② 参加と協働の視点	<u>参加と協働のまちづくり</u> 、市民との情報共有（電子システムの構築等）等
	③ 政策形成の視点	<u>総合計画の進捗管理を行う施策評価システムの構築</u> 、事務事業（予算）の選択と集中、政策形成サイクルと連動した行政改革の推進等
	④ 職員及び組織の視点	<u>職員の能力向上</u> 、組織の再構築、適正な人員配置、民間の持つ知識・経験（ノウハウ）の活用等
	⑤ 財政運営の視点	<u>財政の健全化、財源の確保</u> 、事務の効率化（スリム化・平準化・単純化、業務の電子化等）等
	⑥ 市有財産の視点	<u>公共施設等の長寿命化及び有効活用等</u>

※ 行革実行プランの策定にあたっては、職員自らが6つの視点を切り口として、行政改革の具体的な取り組みを提案することになります。

※ 取組内容の重点項目については、太字で掲載しています。

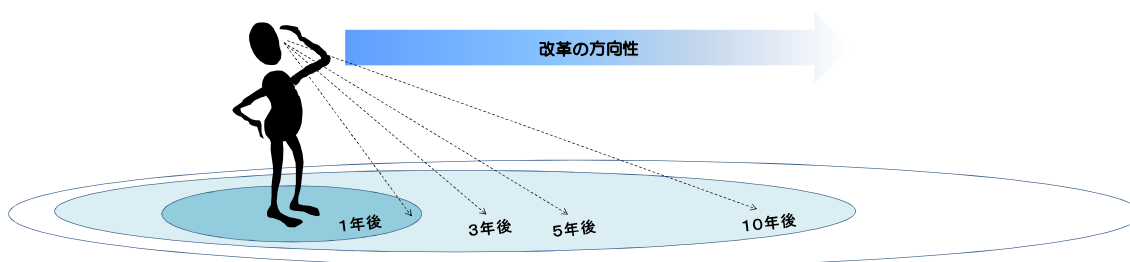
第3章 行革ガイドライン(行動指針)



第3章 行革ガイドライン（行動指針）

この章では、行政改革を推進するための体制や仕組み、手続等を明確にします。全職員が、「行革ガイドライン（行動指針）」に沿って行動することで、全庁的に統一された行政改革を推進することを目指します。

【図表 19】行政改革を検討する際のイメージ図



中長期的な視点に立って行政改革を検討し、計画的・段階的に実行します。

1. 行政改革を推進するための体制や仕組み

- 部単位での行政改革推進体制を整備します。
 - ✧ 各課の行革実行プランを部内で評価します。
 - ✧ 行革実行プランは、部単位で取りまとめ、提案するものとします。
 - ✧ 部や課のインセンティブ（動機付け）となるような企画コンペ等を検討し、効果的な手法を実施します。
- 各担当課の取組内容については、その担当課を中心に実施・推進し、三郷市行政改革推進本部¹にて進捗管理をします。
- 全庁的な取り組みが必要となる項目については、担当課と支援課とで連携し、三郷市行政改革推進本部において進捗管理をします。また、必要に応じてプロジェクトチーム²を設置します。
- 平成24年度に手法を十分に検討した上で、計画期間中に第三者評価³を導入し、各担当課の取組内容・成果・評価結果・取り組みの変更内容及び理由等について、客観的に評価します。

¹ 三郷市行政改革推進本部：行政組織、運営全般にわたる総点検を行い、改革・改善を要する事項を明確にし、活力に満ちた魅力のある地域社会を築き上げていくために抜本的な行政改革を推進するための組織です。

² プロジェクトチーム：臨時又は特別な事務のうち、次のいずれかに該当する事務を処理するために設置する組織です。①政策立案、計画策定等の事務であり、2つ以上の部課から必要な知識、経験等を有する職員の参画を得て進めることが適当な事務②その他市長が特に必要と認めた事務

³ 第三者評価：当事者（担当課）以外の公正・中立な組織や個人（学識経験者や市民等）による評価



- 新たな取り組みや取組内容の見直しについては、随時「行革実行プラン」に反映します。
- 全職員による日々の着実な取り組みにより行政改革を推進します。
- 計画期間の初年度となる平成24年度に、全職員が参加し、業務の改善提案を行います。
- 職員提案制度¹を拡充し、各職員が全庁的な行政改革の取り組みを考え、提案し、結果として各職員の政策立案能力が向上するような職員提案コンペ等を検討し、効果的な手法を実施します。そして、優れた提案については、市としても取り組みます。

2. 行政改革を推進するための手続き等

- 「見える」行政改革、「分かる」行政改革の実施
 - ✧ 計画書及び行革実行プランの内容を広報紙やホームページ等で公表します。
 - ✧ 行革実行プランの進捗状況を毎年度、広報紙やホームページ等で公表します。
 - ✧ 各年度の行革実行プランの進捗状況を評価・報告し、計画の変更及び達成出来なかった場合の理由についても公表します。
- 三郷市の政策サイクルの中で行政改革の位置付けを明確にします。
- 職員が行政改革に取り組むための研修の実施
 - ✧ 企画部門と人事部門とで連携し、詳細は行革実行プランに掲載します。
- 職員の政策立案能力や執行能力、評価能力を高める方策
 - ✧ 企画部門と人事部門とで連携し、詳細は行革実行プランに掲載します。
- 「現状分析→課題認識→解決策の検討・立案→解決策の決定→解決策の実施→解決策の実施後の評価」のプロセスの明確化
 - ✧ 職員向けに行革実行プラン策定マニュアルを作成します。
- 行革実行プランは、三郷市の政策サイクルに基づき策定します。
 - ✧ 個別の取組内容は、毎年6月中旬から7月中旬にかけて提案し、その後、予算や実施体制等を検討します。
 - ✧ 個別の取組内容は、次年度の4月に策定する行革実行プランに掲載します。
 - ✧ 前年度の取組内容の実施後の評価は、5月から6月に行い、その内容を10月に公表します。

¹ 職員提案制度：広く職員からの事務改善及び新たな事業のアイデア・企画に関する提案を奨励することにより、職員の市政運営への参加意識の醸成と事務の効率化を図る制度です。

第4章 行革実行プラン



第4章 行革実行プラン

この章では、行革実行プランに関する基本的な考え方を示します。なお、毎年度、第3章及び第4章の定めに従い、別冊として具体的な取組内容と目標（目指す成果）を掲載した行革実行プランを策定し、行政改革を推進します。

1. 行革実行プランに関する基本的な考え方

- 具体的な取組内容と目指す成果を掲載し、行政改革を推進します。
- 各プランの期間を最長3年とし、毎年度、評価や見直しを行います。
- 社会環境や市民ニーズの変化に柔軟に対応するため、毎年度の評価や見直しの結果を基に、新たな「行革実行プラン」も追加します。また、年度途中での追加も可能とします。

2. 行革実行プランに掲載される項目

「行革実行プラン」には、各取組内容の「進捗状況」を把握するために、個別計画の名称、担当部課（室）名、計画の概要（取組内容）、目指す成果、計画年度、予算額を掲載します。

資 料 編



三郷市行政改革推進委員会条例

昭和 60 年 6 月 11 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、三郷市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

2 委員会は、前項に掲げるもののほか、市の行政改革及び効率的な行政運営に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議の終了時までとする。

2 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の身分を失う。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画総務部企画調整課において処理する。



(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 48 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和 63 年 3 月 16 日条例第 1 号)抄

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 19 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 1 月 20 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 16 日条例第 20 号)

この条例は、平成 17 年 8 月 11 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 13 日条例第 36 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。



三郷市行政改革推進本部規程

平成 7 年 7 月 3 日

訓令第 13 号

三郷市行政改革推進本部規程(昭和 60 年訓令第 7 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 この訓令は、行政組織、運営全般にわたる総点検を行い、改革・改善を要する事項を明確にし、活力に満ちた魅力のある地域社会を築き上げていくために抜本的な行政改革を推進するため、三郷市行政改革推進本部(以下「行革推進本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 行革推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政改革大綱の策定及び行政改革推進に関する計画、実施及び進行管理に関すること。
- (2) 行政改革の重要取組事項の決定に関すること。
- (3) 行政改革推進状況の公表に関すること。
- (4) その他行政改革の実施及び推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 行革推進本部は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 市長、副市長及び教育長
- (2) 行政職給料表 8 級に属する者のうち、次に掲げるもの
企画総務部長、財務部長、市民生活部長、福祉部長、環境経済部長、建設部長、まちづくり推進部長、会計管理者、水道部長、消防長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長
- (3) 財務課長及び人事課長

(本部長及び副本部長)

第 4 条 行革推進本部は、本部長及び副本部長 2 人を置く。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第 5 条 本部長は、行革推進本部を代表し、行革推進本部の事務を総理する。

2 行革推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長は、会議の議長となる。

3 副市長たる副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。



(部会)

第6条 行革推進本部は、第2条に掲げる所掌事項を専門的に調査・検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、必要に応じ市長が任命した者をもって組織する。
- 3 部会に、部会長、副部会長及び書記を置く。
- 4 部会長は、市長が指名し、副部会長及び書記は、部会員の互選により選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 書記は、会議を記録する。
- 8 部会の会議は、部会長が招集し、部会長は、会議の議長となる。
- 9 部会は、行革推進本部の承認を得て解散することができる。

(関係職員の出席)

第7条 行革推進本部及び部会は、その所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 行革推進本部の庶務は、企画総務部企画調整課において処理する。

- 2 部会の庶務は、部会の事務局において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、行革推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日訓令第10号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日訓令第5号)抄

(施行日)

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月10日訓令第3号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日訓令第26号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日訓令第2号)抄

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月9日訓令第19号)

この訓令は、平成23年11月9日から施行する。



第 5 次三郷市行政改革推進計画策定経過

日時		取組内容
平成 23 年	4月 27 日	第 1 回 三郷市行政改革推進本部会議
	5月 13 日	計画策定スケジュールについて意見募集
	5月 31 日	第 2 回 三郷市行政改革推進本部会議
	6月 26 日	第 1 回 三郷市行政改革推進委員会
	6月 26 日	(仮称) 第 5 次三郷市行政改革推進計画の策定について 三郷市行政改革推進委員会へ諮問
	6月 30 日	第 1 回 三郷市行政改革推進本部部会
	7月 19 日	第 2 回 三郷市行政改革推進本部部会
	7月 26 日	第 3 回 三郷市行政改革推進本部部会
	8月 5 日	第 3 回 三郷市行政改革推進本部会議
	8月 20 日	三郷市の行政改革を考える市民フォーラム
	8月 20 日～9月 20 日	計画骨子案のパブリック・コメント手続き
	8月 23 日	第 2 回 三郷市行政改革推進委員会
	9月 28 日・29 日	職員説明会(骨子の周知、行革実行プランの策定について)
	9月 28 日～10月 31 日	各部・課において行革実行プランの検討・提案(第 1 回)
	10月 4 日	第 3 回 三郷市行政改革推進委員会
	10月 19 日	第 4 回 三郷市行政改革推進本部部会
	11月 2 日	第 5 回 三郷市行政改革推進本部部会
	11月 10 日	第 4 回 三郷市行政改革推進本部会議
	11月 18 日	政策研究講座(講師:拓殖大学教授 保坂 榮次 氏)
	11月 22 日	政策研究講座(講師:関西大学教授 白石 真澄 氏)
	11月 22 日	第 4 回 三郷市行政改革推進委員会
	11月 28 日	政策研究講座(講師:首都大学東京准教授 長野 基 氏)
	12月 15 日	第 6 回 三郷市行政改革推進本部部会
平成 24 年	1月 6 日・10 日	職員説明会(原案の周知、行革実行プランの策定について)
	1月 6 日～2月 16 日	各部・課において行革実行プランの検討・提案(第 2 回)
	1月 11 日	第 7 回 三郷市行政改革推進本部部会
	1月 17 日	第 5 回 三郷市行政改革推進本部会議
	1月 23 日～2月 23 日	計画原案のパブリック・コメント手続き



日時		取組内容
平成 24 年	2月 24 日	第 8 回 三郷市行政改革推進本部部会
	2月 28 日	第 6 回 三郷市行政改革推進本部会議
	3月 5 日	第 5 回 三郷市行政改革推進委員会
	3月 8 日	三郷市行政改革推進委員会より、第 5 次三郷市行政改革推進計画に対する答申
	3月 27 日	第 9 回 三郷市行政改革推進本部部会
	4月 26 日	平成 24 年度 第 1 回 三郷市行政改革推進本部会議 (第 5 次三郷市行政改革推進計画の決定について)
	5月 2 日～5 月 31 日	各部・課において行革実行プランの検討・提案(第 3 回)
	7 月 4 日	行革実行プラン検討会議
	7 月 20 日	平成 24 年度 第 2 回 三郷市行政改革推進本部会議 (行革実行プランの決定について)
	8 月 3 日	市長決裁(第 5 次三郷市行政改革推進計画及び行革実行プランの決定)



諮問書

三企発第90号

諮 問 書

三郷市行政改革推進委員会
委員長 信田 貴久夫 様

三郷市行政改革推進委員会条例第2条に基づき、
(仮称) 第5次三郷市行政改革推進計画の策定に
ついて、諮問いたします。

平成23年6月26日

三郷市長 木 津 雅 晟



答申書

平成24年3月8日

三郷市長 木津 雅晟 様

三郷市行政改革推進委員会
委員長 信 田 貴 久 夫

第5次三郷市行政改革推進計画について（答申）

平成23年6月26日付三企発第90号で諮問を受けた「第5次三郷市行政改革推進計画」について、当委員会は慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答申

1. 本計画の内容については、おおむね妥当であると判断する。
2. 本計画に積極的に取り組むこと。
3. 下記の内容についても取り組みに反映し、行政改革を推進すること。



記

1. 行革実行プラン作成に際しての留意点に関すること

- (1) 行革実行プランの取組内容の工程表は、当該プランへ明確に掲載すること。
- (2) 計画書の「第1章 第5次三郷市行政改革大綱の策定にあたって」へ掲載している課題に対応するため、どのように行動するのかを行革実行プランへ明確に掲載すること。
- (3) 行革実行プランの内容があまり細かいものになると、その実行が目的化され、創意工夫の余地がなくなる恐れがあるので、十分に注意すること。

2. 職員及び組織に関すること

- (1) 全職員がコスト意識と経営感覚を持って行政改革を推進するため、官民人事交流を実施すること。
- (2) 人事評価と昇給・昇格制度を連動させ、職員間の表面上の公平ではなく、実質的な公平を確保すること。
- (3) 職員の給与体系にメリハリを付け、評価の差を明確にすること。
- (4) 部単位で行政改革のための予算を配分する等の手法を実施し、部間での競争により、職員のやる気につなげること。
- (5) 民間企業経験者（5～10年）の枠をつくり定期的に採用すること。



3. 市として取り組むべき政策の方向性に関すること

- (1) 自主財源の確保や、市民サービス向上のための事業の選択と集中、民間業者の活用や他の自治体との連携等により、計画を推進すること。
- (2) 扶助費等の増加に対応するため、適正な人員配置、扶助費の適正化、条例や要綱等の整備、法改正の国への要望等により、計画を推進すること。
- (3) 地域経済の活性化を図り、自主財源を増やす努力をすること。公共事業等の全ての発注は、適正価格に努めるものとし、第一義的に最大限、市内事業所の受注機会の確保に努めること。また、企業の立地は自主財源を増やす貴重な方策であり、大規模開発のみならず中小規模の開発にも配慮し、市内への事業所の進出を促進するとともに、市内既存事業所の市外への流出を防ぐ方策を講じること。
- (4) 三郷市自治基本条例及び第4次三郷市総合計画の趣旨や内容を十分に反映し、計画を推進すること。
- (5) 三郷の資源を改めて確認し、それらの資源に学び、三郷を取り巻く社会環境の変化を見据えつつ、三郷の歩むべき方向性を常に考え、行動するという「三郷学」の趣旨を踏まえ、三郷の資源（人・自然・地勢・産業・交通・歴史・教育・文化など）及び特長を活かし、計画を推進すること。



4. 市と市民等との関係性に関すること

- (1) 非常時や災害時の民間の協力支援体制の構築と実動体制を確保すること。
- (2) 職員や市民に対して、三郷市の財政に関する情報の周知による意識向上を図り、長期的な支出の抑制につなげること。

5. その他、行政改革の推進にあたって特段に配慮すること

- (1) 公共施設マネジメントを導入し、市民の共有財産である公共施設等の有効活用及び長寿命化を図ること。
- (2) 第4次三郷市行政改革推進3か年計画終了後に、以下の視点で評価すること。
 - ①市民からの視点 ②他の自治体からの視点（他の自治体との比較） ③職員からの視点
- (3) 計画の進捗状況及び結果については、市民に分かりやすく理解の得られやすい文章で公表すること。



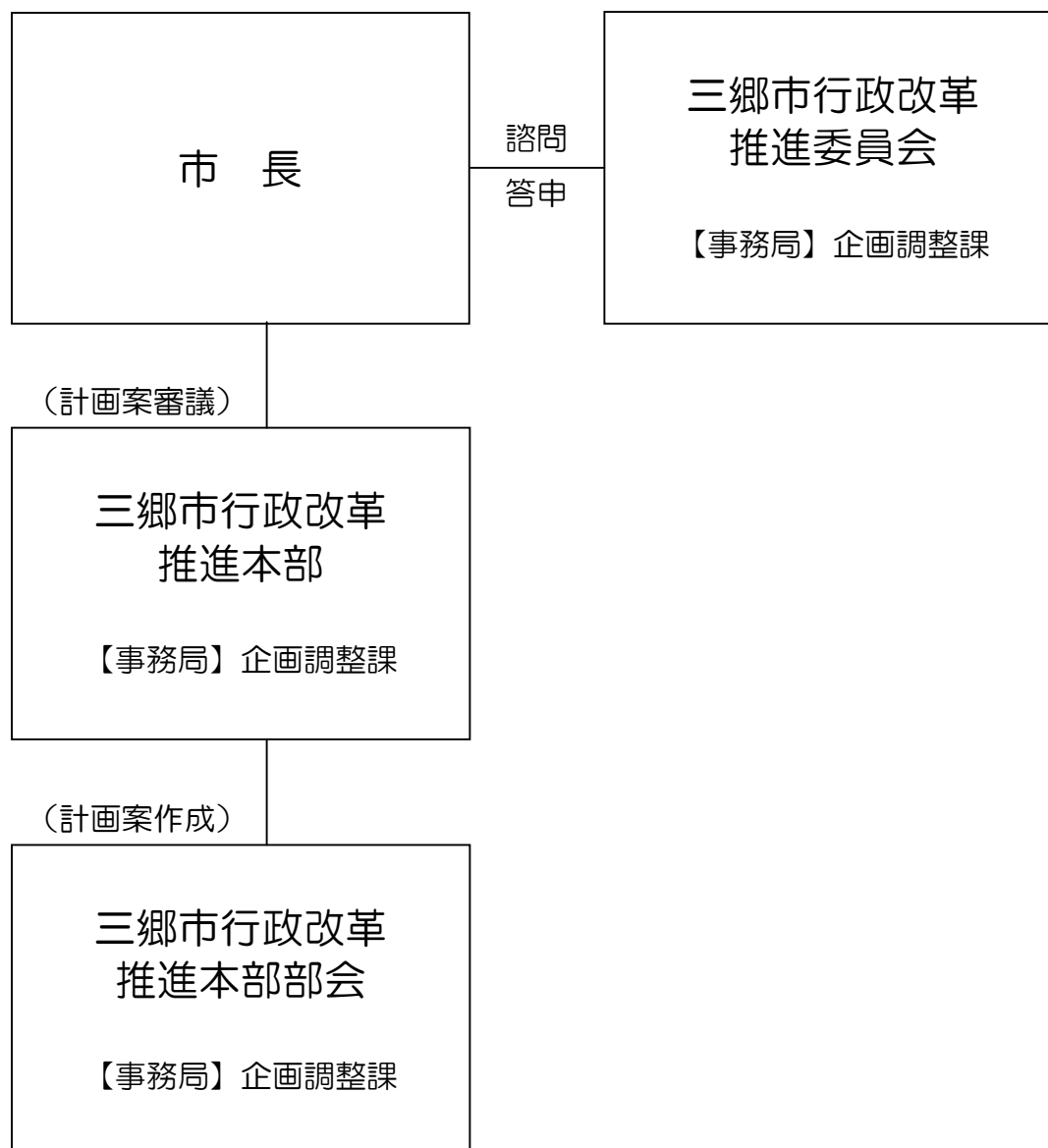
第1回 三郷市行政改革推進委員会



第5次三郷市行政改革推進計画に対する
答申（信田委員長と木津市長）



第5次三郷市行政改革推進計画策定体制





三郷市行政改革推進委員会

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
1号委員	信田 貴久夫	三郷市商工会 副会長	委員長
	真下 秀典	社団法人三郷青年会議所 理事長	
	森 玲子	三郷市くらしの会 会長	
	杉本 雅人	埼玉りそな銀行三郷支店 支店長	
2号委員	増山 義信	キヤノンファインテック株式会社 経営企画室長	副委員長
	保坂 栄次	拓殖大学 教授	
	白石 真澄	関西大学 教授	
	長野 基	跡見学園女子大学 講師 首都大学東京 准教授	(平成23年9月まで) (平成23年10月から)
3号委員	八塚 誠治	公募による市民	
	加藤 とき子	公募による市民	
	熊井戸 君枝	公募による市民	

1号委員…公共的団体等の代表者

2号委員…知識経験を有する者

3号委員…公募による市民

任期 平成23年6月26日から平成24年3月31日まで



三郷市行政改革推進組織

1. 第5次三郷市行政改革推進本部

本部長	木津 雅晟	市長	
副本部長	山崎 利吉	副市長	
副本部長	榎本 幹雄	教育長	
	田中 富雄	企画総務部長	
	浅見 克彦	財務部長	
	中村 豊	市民生活部長	
	相澤 和也	福祉部長	
	関口 晴久	環境経済部長	(平成24年3月31日退任)
	大久保 正司	環境経済部長	(平成24年4月1日就任)
	中村 三郎	建設部長	
	佐久間 竹二	まちづくり推進部長	(平成24年3月31日退任)
	豊賀 克夫	まちづくり推進部長	(平成24年4月1日就任)
	大野 練夫	会計管理者	
	小島 正文	水道部長	
	安晝 和己	消防長	
	青木 健司	学校教育部長	(平成24年3月31日退任)
	一之瀬 一彦	学校教育部長	(平成24年4月1日就任)
	齊藤 義治	生涯学習部長	
	並木 一徳	議会事務局長	
	前田 和幸	選挙管理委員会事務局長	
	小澤 繁	監査委員事務局長	
	浅賀 昌則	人事課長	
	石井 富貴和	財務課長	



2. 第5次三郷市行政改革推進本部部会

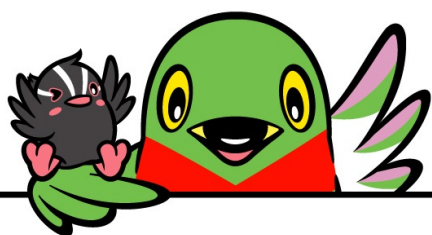
部会長	中島 満	建設部道路治水課副参事兼課長補佐
副部会長	高花 千恵子	会計課長
書記	大石 京子	水道部業務課長補佐
	妹尾 安浩	企画総務部総務課主幹
	梅澤 十三男	企画総務部人事課長補佐
	平川 俊之	財務部財務課長補佐
	木村 仁	市民生活部市民課戸籍係長
	渡辺 健	福祉部生活ふくし課主幹
	大橋 孝司	環境経済部クリーンライフ課長補佐
	松本 義博	まちづくり推進部都市計画課主幹
	互 利之	消防本部消防総務課長補佐
	三田 雅一	学校教育部教育総務課長補佐
	関根 弥生	生涯学習部生涯学習課長補佐
	園田 朝清	議会事務局議事課主幹
	浮田 勝之	監査委員事務局主幹

3. 事務局

企画総務部	島根 康暢	理事	
企画総務部企画調整課			
	清水 秀明	参事兼課長	
	関根 謙一	副参事兼課長補佐	
	大村 和男	主幹	
	篠田 正樹	企画調整係長	
	須賀 加奈	企画調整係主査	(平成24年4月1日就任)
	伊藤 元彦	企画調整係主査	(平成24年3月31日退任)
	岩間 邦一	企画調整係主査	(平成24年3月31日退任)
	三ヶ島 恒	企画調整係主事	(平成24年4月1日就任)

第5次三郷市行政改革推進計画

発行年月 平成24年8月3日
発行 三郷市
企画・編集 三郷市 企画総務部 企画調整課
〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648 番地 1
電話 048-953-1111（代表）
電話 048-930-7763（直通）
E-mail kikaku@city.misato.lg.jp
URL <http://www.city.misato.lg.jp>



第5次三郷市行政改革推進計画

三郷市キャラクター「かいちゃん&つぶちゃん」